大学等環境安全協議会実務者連絡会規約

令和５年７月６日制定
令和７年７月17日改正

（総則）

第１条　この会は，大学等環境安全協議会実務者連絡会（以下「連絡会」という。）と称する。

2　連絡会は，大学等環境安全協議会（以下「大環協」という。）内に設置し，適宜大環協に援助を仰ぐ。

（目的）

第２条　連絡会は，大学等において大環協が関係する業務に，技術的または事務的に直接携わる者を中心とした職員等（以下「実務者」という。）が，その連携を密にし，会員相互の資質の向上をはかることを目的とする。

（活動）

第３条　前条の目的を遂行するため，以下の活動を行う。

（1）集会，研修会及び見学会等の開催
（2）会報の発行
（3）ウェブサイトの運営による広報活動
（4）その他実務者相互の資質向上のために必要な活動

（連絡会員）

第４条　連絡会員は，大学等環境安全協議会会則（以下「会則」という。）第４条第１項の会員のうち，自らが実務者であると認識し，連絡会への入会を希望し，第 12 条に定める役員会の議により認められた者とする。

2　連絡会員は，第 5 条の世話人から連絡会員継続の意思の確認を求められた時には応じなければならない。

3　連絡会員が連絡会員継続の意思の確認に応じない場合には，連絡会員資格を失うものとする。

4　連絡会員は，退会を希望する場合には，世話人に連絡を行わなければならない。

5　大環協の会員を退会したものは，同時に実務者連絡会の会員資格を失うものとする。

（役員）

第５条　連絡会に代表世話人，副代表世話人，世話人，部門長，副部門長及び監事の役員を置く。

2　役員は，連絡会員の互選により選出し，第 8 条の総会で承認を得る。
3　代表世話人及び副代表世話人は，世話人のうち，会則第 17 条及び第 18 条に基づき大環協理事として選任された連絡会員から，それぞれ選出する。
4　役員の任期は 2 年とする。ただし，再任を妨げない。

（役員の職務）
第 6 条　代表世話人は，連絡会を代表して会務を総括する。
2　副代表世話人は，代表世話人を補佐し，代表世話人に事故あるとき又は欠席のときは職務を代理する。
3　世話人は，次の職務を行う。
（1）第 3 条の活動遂行に関する職務
（2）各部門の活動についての補佐及び助言
（3）連絡会員に対する定期的な連絡会員継続の意思の確認と連絡会員情報の更新
（4）その他連絡会の運営に必要な事項
4　部門長は，連絡会の目的に沿い，連絡会員相互の資質向上に資する研修会等を企画，立案及び運営を行う。
5　副部門長は，部門長を補佐し，部門長に事故ある時は職務を代理する。
6　監事は，連絡会の会計事務を監査し，その会計事務について不正の事実を発見したときは第 8 条の総会に報告しなければならない。また，必要があると認めるときは，総会の招集を請求することができる。

（部門）
第 7 条　連絡会に部門を置き，第 5 条の役員をもって充てる。
2　設置する部門は別に定める。
3　連絡会員は 1 以上の部門に所属するものとする。
4　部門の活動については,第 3 条の活動の中で開示に努める。
5　部門の改廃は総会で決定する。ただし，部門の細分化についてはこの限りではない。

（総会）
第 8 条　総会は，定期総会及び臨時総会とする。
2　定期総会は，原則として会則第 9 条に基づき開催される大環協の総会と同日に，代表世話人が開催する。ただし，代表世話人が必要と認めるときは，別日に開催することができる。
3　臨時総会は，代表世話人が必要と認めるときに招集することができる。
4　総会を招集するときは，総会の目的，日時，場所及びその内容を示して 2 週間以前までに連絡会員に通知する。

（総会の審議）
第 9 条　総会は，代表世話人が議長となり，次に掲げる事項を審議し，議決する。
（1）　活動計画及び活動報告に関する事項
（2）予算及び決算に関する事項
（3）役員の選任及び解任に関する事項
（4）規約の改正に関する事項
（5）その他重要事項
2　連絡会で問題が発生した場合には，随時総会を開催して審議し，議決する。

（総会の議決）
第 10 条　総会は，連絡会員の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし，委任状を提出した連絡会員は，出席者とみなすものとする。
2　総会の議事は，出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（総会の議事録）
第 11 条　総会の議事については，次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（1）　日時及び場所
（2）連絡会員の現在数及び出席者数（委任状を提出した連絡会員も含む。）
（3）開催目的，審議事項及び議決事項
（4）議事の経過の概要及びその結果
2　議事録は，副代表世話人が作成し，世話人が確認し，連絡会員の閲覧に供する。

（役員会）
第 12 条　連絡会の中に役員会を置き，監事を除く役員をもって構成する。
2　役員会は，代表世話人が議長となり，次に掲げる事項を審議し，議決する。
（1）　総会に付すべき事項
（2）総会において議決された事項の執行に関する事項
（3）細則，その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（会計）
第 13 条　連絡会の経費は，大環協で定められた範囲で賄うものとする。
2　連絡会の活動年度及び会計年度は，毎年 4 月 1 日に始まり，翌年 3 月 31 日に終わる。
3　監事は，会計の監査は随時これをすることができる。
4　決算は，監事の監査を経て，総会で報告して承認を得るものとする。

（所在地）

第 14 条　連絡会の所在地を実務者連絡会の代表（代表世話人）の自宅に置く。

（改正）

第 15 条　この規約は総会にて審議し，総会出席者の過半数をもって改正することができる。

2　第 16 条第 3 項に定める事項については，役員会で審議し，全役員の過半数をもって設置又は改正することができる。

（雑則）

第 16 条　連絡会の活動内容等は，大環協に報告する。

2　長年にわたり大学等において廃棄物処理や安全衛生管理等環境安全の実務に従事し，定年退職された方若しくは一年以内に定年退職見込みの方で，かつ，役員等により連絡会に貢献があった者に実務者連絡会功労賞を贈呈する。

3　この規約に定めるもののほか，連絡会の運営に関し必要な事項は，別に定めることができる。

附　則

連絡会の設立年月日は平成 10 年 11 月 12 日とする。

附　則

1　この規約は令和 5 年 7 月 6 日から施行する。

2　平成 11 年 1 月制定の大学等環境安全協議会実務者連絡会申し合わせは，この規約の施行をもって廃止とする。

2　この規約は令和 7 年 7 月 17 日から施行する。